

# 「公定価格・法定代理受領」した 施設(地域)型給付費について

わかまつキッズROOM

令和4年4月1日

保育所を運営するための費用は、利用者負担額(保育料)等だけでは運営することができません。

そのため、平成26年度までは、不足する部分については、様々な補助金の交付等で保育所の財政支援を行っていました。平成27年度から、子ども・子育て支援新制度が始まり、財政支援の制度として「施設型給付」が創設されました。

この「施設型給付」の額は、国が定めた子ども一人あたりの教育・保育に通常要する費用(公定価格)から、国の定める範囲内で市が定めた利用者負担額を差し引いた額となっています。

給付については、利用者への個人給付を基礎としていますが、確実に保育に要する費用に充てるため、各施設が利用者に代わり受領するという「法定代理受領」の仕組みをとっています。

当園の場合、「施設型給付」の支給元と受領先がともに「茅ヶ崎市」となります。

そのため、当園の運営経費のうち利用者負担額(保育料)等だけでは不足する部分を、税などの一般財源を充て、「施設型給付」を支給・受領していることとしています。

また、法定代理受領をしたときは、そのことを保護者の皆様にお知らせする必要があります。

皆様に「施設型給付」に関してお知らせすることで、茅ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年10月1日条例第48号)第14条第1項の規定による通知に代えさせていただきます。

## 令和4年度 「法定代理受領」 明細報告

保育必要量	クラス	地域型給付費(月額)	公定価格(月額)	保育料(月額) 利用者負担額	実費徴収	当園負担金	備考
保育 標準時間	1歳児	200,550円	200,550円～ 273,350円	0円～ 72,800円	・カラー帽子 ・スモック等 (年1回=入園時) (約3000円程度)	・情操教育費用 毎月 @3000程度	
	2歳児						
保育 短時間	1歳児	195,930円	195,930円～ 267,430円	0円～ 71,500円			
	2歳児						